

堺 中 選 第 5 0 号
令和 7 年 6 月 6 日

堺市中区自治連合協議会
校 区 代 表 者 様

堺市中区選挙管理委員会
委員長 盛 尾 清 和

第 27 回参議院議員通常選挙に係る投票立会人の推薦について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、選挙行政に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第27回参議院議員通常選挙につきましては、令和7年7月20日に執行される予定です。

つきましては、投票事務を公正かつ円滑に執行するため、別紙により投票立会人をご推薦くださいますようお願いいたします。

記

1. 推薦していただく投票立会人について

投票立会人は、主に投票事務の執行を監視することで選挙の公正確保を図るという公益代表としての性格を有する重要な職です。推薦にあたっては、校区の事情に精通しておられる校区自治会のご協力が必要不可欠であり、公平中立な方のご推薦をお願いいたします。

- (1) 資格要件 選挙権を有する方
- (2) 人 数 2 名 (1 投票所)
- (3) 報酬額 15,000円 (うち213円が源泉徴収されます。)
投票日翌月20日頃に口座振込
- (4) 立会時間 7:00 ~ 20:00

※立会人のうち1名については、開票所への投票箱送致にご同行をお願いいたします。

なお、概ね21:00頃に投票所へ戻ってきてもらう予定をしています。

※後日、支払及び法律に基づく「源泉徴収事務」のため、各投票所の投票管理者又は職務代理人から口座振込申出書、通帳の写しを収集し、マイナンバーを確認させていただきます。

(平成28年度の参議院選挙以降に選挙事務に従事され、マイナンバー確認済の方は不要です。)

2. 提出していただく書類

投票立会人推薦通知書(別紙1)

3. 提出先

堺市中区選挙管理委員会
堺市中区深井沢町2470番地7 中区役所企画総務課内
Tel072-270-8181 担当 山路・安井

*お手数ですが、返信用封筒にて中区選挙管理委員会に令和7年6月23日(月)までに、ご返送いただきますようお願いいたします。

令和7年 月 日

中 区 選挙管理委員会
委員長 盛 尾 清 和 様

ご記入ください

中 区 第 ● 投票区

() 校区代表者

投票立会人推薦通知書

校区代表者の署名を
お願いします

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙において、
中 区 第 ● 投票区 [●●] 投票所における投票立会人を
次のとおり推薦します。

党 派	住 所	フリ 氏 ガナ 名 (自宅電話) (携帯電話)	生年月日 西暦8桁 (例)19401105	備 考
	〒 ー 堺市 中区	(ー ー) (ー ー)		
	〒 ー 堺市 中区	(ー ー) (ー ー)		
	〒 ー 堺市 中区	(ー ー) (ー ー)		
	〒 ー 堺市 中区	(ー ー) (ー ー)		

以下の点について確認の上ご記入ください。

- ・党派のない場合は、「無」と記入してください。
- ・住所、氏名、フリガナ、生年月日は源泉徴収票作成の際に必要なになりますので、正確にお願いします。
- ・電話番号は、急な連絡等の場合のため自宅及び携帯の記載をお願いします。
- ・立会人には、投票の開始から終了まで通して従事していただくのが原則です。しかし、投票が長時間にわたるため人選が困難等の理由がある場合は、やむを得ず交代も可とします。(この場合の従事時間は、前半が7:00～13:30、後半が13:30～20:00で、報酬は半額です。) 備考欄に「前半」「後半」とご記入ください。
- ・立会人(後半従事の立会人が対象)のうち1名は、開票所への投票箱送致にご同行をお願いしますが、概ね、21時頃まで従事していただくことになります。

投票立会人について

◎投票立会人の主な仕事

投票立会人は、投票が行われる際に投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるように監視することがその役目ですが、その担任する事務の主なものは、次のとおりです。

1. 投票手続き全般について立ち会っていただきます。
立会人は、ただ単に投票事務に立ち会うだけでなく、選挙人の自由な意志表明を容易にするという見地から、投票管理者に意見を申し出るなど積極的に投票管理者に協力することが大切です。
2. 次の場合には意見を述べてください。
 - ① 投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。
 - ② 代理投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。
(この場合、投票管理者が拒否の決定を下したときは、それに対して異議を申し立てることはできません。)
 - ③ 代理投票を補助する者の選任について意見を求められたとき。
 - ④ 投票を拒否された選挙人、又は投票を拒否されない選挙人について異議があるときは、意見を述べてください。
 - ⑤ 代理投票を認められた選挙人について異議があるときは、意見を述べてください。
3. 投票箱の閉鎖に立会い、一のかぎを保管してください。
4. 投票録に署名してください。
5. 投票管理者が、投票箱を投票所から開票管理者のもとに送致するとき、付き添ってください。
(2人のうち1人)

◎投票立会人が特に留意する点

1. 定刻までに必ず選任通知書、印鑑を持って参会してください。
2. 選挙人が投票する前に、投票箱に何も入っていないことを確認するとき、必ず立ち会ってください。
3. 立会人席から名簿対照場所及び投票用紙交付場所が充分見渡すことができるような配置を考えるとともに、立会人としては、事務処理が適当に行われているかどうかには注意を払う必要があります。
4. みだりに投票所外へ退出しないようにしてください。
電話、用便、その他やむをえない理由がある場合のほかは、投票所を出ないようにしてください。やむを得ず席を離れるときは、同時に2人席を立たないようにしてください。
5. 投票録に署名していただきますが、必ず自分で書いてください。
6. 投票箱の閉鎖に立会い、投票箱を開票管理者に送致するときは、立会人2人のうち、投票管理者の指定した1人は必ず投票箱に付き添い、投票箱のかぎを一個保管してください。
7. 投票立会人は、一度承諾して立会人となった以上は、その公益代表としての職務責任上、病気その他やむをえない事故等正当な理由がない限り辞職できません。